

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～未成年者の契約は取り消せるの？～



＜相談内容＞

1ヶ月前、18歳の娘が年齢を偽って、脱毛エステのクレジット契約（30万円）をしていた。未成年者だと親の同意が必要になると思い、20歳の姉の名前で契約したようだ。娘は、アルバイトの収入がわずかにあるだけの大学生で、とても支払えない。解約できないか。

＜アドバイス＞

未成年者が小遣いの範囲を超える契約をする場合、原則法定代理人（一般的には親権者）の同意が必要となりますので、同意のない未成年者の契約は取り消すことができます。

ただし、相談事例のように未成年者が自ら年齢を偽って契約した場合は取り消すことができません。一方、業者に年齢を偽るよう指示されて契約書に記入したような場合は、未成年者取り消しを主張することができます。

相談者には中途解約について助言しました。エステティックサービスについては、1ヶ月を超える契約で、契約金額が5万円を超える場合であれば、特定継続的役務提供契約になり、中途解約することができます。ただし、それまでに受けた施術代金に加えて解約手数料が必要になります。

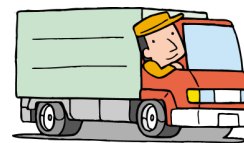
解約手数料の上限は、サービスを受けてからは2万円または契約残高の10%のいずれか低い額となります。

このようなトラブルを未然に防ぐためには、契約には責任がともなうので安易に契約をしないよう日頃から家族でよく話し合っておくことが大切です。

情報ファイル

気をつけて！悪質な竿竹売り ＜切ってもらう前に値段の確認を＞

『たけや～さおだけ～ 2本で1,000円』などと宣伝しながら、住宅地を回っているトラックを見かけたことはありませんか？呼び止めたところ、不当に高額な料金で物干し竿を契約させられたという相談が寄せられています。



■こんなところにご用心！

「2本で1,000円の竿よりステンレス製が長持ちする」などと別の竿を勧める。

→値段をはっきり言わず、新しい竿の長さを調節して切った後、値段を告げる。

（事例）値段を聞くと「198（イチキューッパ）」

→1,980円だと思っていたら、実際は19,800円だった。

■クーリング・オフできません！

消費者が、移動販売の業者を自分で呼び止めて、商品等を購入した場合、訪問販売にはあたらず、クーリング・オフ（無条件解約）は適用されません。ただし価格を間違えて認識して購入した場合は、錯誤による無効を主張できる場合があります。

■トラブルにあわないために

商品を購入する前にしっかりと価格を確認することが大切です。また、相手が特定できなければ、返金交渉することもできません。最初に業者名、連絡先などきちんと確認しておきましょう。

消費生活相談状況(1月)

1 月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、5,613件ありました。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	商品一般	2,767
2	融資サービス	519
3	情報提供サービス	466
4	レンタル・リース	129
5	教室・講座	54

消費生活相談状況(2月)

2 月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、5,003件ありました。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	商品一般	2,189
2	融資サービス	466
3	情報提供サービス	449
4	レンタル・リース	148
5	電話サービス	59

消費生活相談状況(3月)

3 月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、4,041件ありました。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	商品一般	1,054
2	融資サービス	606
3	情報提供サービス	460
4	レンタル・リース	182
5	書籍・印刷物	63

消費者啓発講座

日 時	場 所	対 象	講 師
6月23日(金) 9:40~11:00	北広島町 豊平公民館	高齢者	消費生活専門相談員 大石 眉美